

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	医療技術開発等研究に必要な経費	事業開始年度	平成16年度	作成責任者		
担当部局庁	医政局	担当課室	政策医療課	課長 池永 敏康		
会計区分	特別会計	上位政策	—			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条	関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国における死亡数、患者数、医療費のいずれをとっても最も大きな割合を占める、がん、脳卒中、心臓病など、その征圧が国家的な課題である特定の疾患等について、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究を円滑に行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	民間企業等からの資金を原資として治験等を行う。					
実施状況	平成21年度実績 国立がんセンター 収入 4,195百万円 支出 3,330百万円 国立国際医療センター 収入 861百万円 支出 828百万円 国立循環器病センター 収入 1,253百万円 支出 1,228百万円 国立成育医療センター 収入 928百万円 支出 908百万円 国立精神・神経センター 収入 1,076百万円 支出 866百万円 国立長寿医療センター 収入 300百万円 支出 268百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	6,950	6,949	7,416	—	—
	執行額	6,785	6,915	7,428		
	執行率	97.6%	99.5%	100.2%		
	総事業費(執行ベース)	6,785	6,915	7,428		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	事業を的確に遂行するため、各国立高度専門医療センターが自ら契約し、その用途についても全て把握している。したがって、事業目的の実現や効果の観点からの検証は十分に行われている。				
	見直しの余地	平成21年度限りの経費				
予算監視の所見率化	平成22年度より国立高度専門医療センターが独立行政法人化したことによりに伴い廃止している。					
補記	1. 「予算の状況」欄において、各年度の執行額については翌年度へ繰り越しているものは含めていない。なお、各年度の執行額に繰越額を含めると執行率は次のとおりである。					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	翌年度繰越額	22百万円	34百万円	—		
	繰越額を含んだ執行率	(97.9%)	(100%)	(100.2%)		
	2. 国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末をもって廃止され、国立高度専門医療センターは平成22年4月1日より独立行政法人へ移行した。					

厚生労働省 7, 4 2 8 百万円



A
国立高度専門医療センター 7, 428百万円

(内訳)

国立がんセンター	3, 330百万円
国立循環器病センター	1, 228百万円
国立成育医療センター	908百万円
国立精神・神経センター	866百万円
国立国際医療センター	828百万円
国立長寿医療センター	268百万円

〔民間企業等からの資金を原資として行う研究経費〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.厚生労働省(国立がんセンター)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
研究費	医療技術開発等研究費	3,330			
計		3,330	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)